

エキスパート登録 **専門家から**の
ワンポイント
アドバイス

税理士 中山美香



【略歴】

香川県内において夫婦で税理士事務所を開業しています。法人税、所得税の申告のほか、最近では事業承継や相続税の申告も積極的に行っています。

「インボイスの制度の概要」

インボイス制度とは「適格請求書保存方式」のことをいい、所定の記載要件を満たした請求書などが「適格請求書（インボイス）」です。売り手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもの、具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

インボイス制度は売り手、買い手双方に適用されます。売り手は、取引相手（買い手）から求められたときには、インボイスを交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。買い手は、原則として取引相手（売り手）から交付を受けたインボイスの保存が必要となります。

インボイス制度は2023年10月1日からスタートします。それまでに、売り手は「適格請求書発行事業者」になっていなければなりません。適格請求書発行事業者でなければ、インボイスを発行できないからです。事業者の方が適格請求書（インボイス）を交付するためには、納税地を所轄する税務署長に対して登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者になる必要があります。

「インボイス制度導入で考えられること」

① 免税事業者との取引が減少

インボイス制度が導入されると、課税事業者は免税事業者との取引においては仕入れ額控除が適用されなくなりま。そのため、取引先としては課税事業者を優先的に選び、免税事業者との取引は減少する可能性があります。免税事業者の立場からすると、免税事業者のまましていると取引が減ってしまう可能性があるということです。

② 経理の業務が複雑

軽減税率制度の実施とともに、8%と10%の税率の取引を税率ごとに帳簿上で区分経理することが必要となりました。インボイス制度の導入後も引き続き、複雑な経理が必要となる区分経理を続けていく必要があります。

③ 年間売上高 1,000 万円以下でも消費税を納める事業者が増加

インボイス制度導入後も年間売上高 1,000 万円以下であれば、免税事業者を継続できます。ただし、実際にはインボイスを発行できないと仕入れ額控除が適用できないため、価格競争では不利になります。そのため、インボイス制度導入後は、免税事業者から課税事業者になる割合は多くなると予想されます。

エキスパート・バンクとは？

各分野の専門家が、経営上・技術上の様々な問題に対して、直接事業所を訪問し、問題解決に向けての支援・アドバイスを行います。

例えば、

ターゲットとする顧客層に最適なSNSの活用方法を知りたい。
 クラウドサービスを導入するにあたって、運用ルールを決めておきたい。
 といった取り組みを応援します。

1テーマ2回まで無料となっておりますので、是非ご活用ください。

■ ご相談・お問い合わせは、最寄りの商工会まで ■